

令和6年 第10回美里町農業委員会総会会議録

1. 開催期日 令和6年10月25日
2. 開催場所 美里町役場201会議室
3. 開催時刻及び宣告者 午後 1時30分 会長
4. 閉会時刻及び宣言者 午後 2時45分 会長代理
5. 議長 会長 松本 清貴
6. 委員出席状況

議席番号	農業委員氏名	出欠席	議席番号	農地利用最適推進委員 氏 名	出欠席
1	清水 芳明	出席	東児玉 1	荒木 義雄	出席
2	根岸 利成	〃	〃 2	斉藤 茂	〃
3	茂木 清一	〃	〃 3	杉田 敏夫	〃
4	阿武 富士子	〃	〃 4	根本 三好	〃
5	中嶋 敬子	〃	松久 1	池田 進	〃
6	金井 美知子	欠席	〃 2	岡田 克実	〃
7	長谷川 精一	出席	〃 3	佐藤 栄一	〃
8	中澤 啓二	〃	〃 4	中島 市郎	〃
9	松本 清貴	〃	大沢 1	櫻沢 幸代	〃
10	長滝 岳	欠席	〃 2	富沢 光男	〃
11	深田 和也	出席	〃 3	持田 克己	〃

農業委員会委員 出席： 9名 欠席： 2名 計： 11名
農地利用最適化推進委員 出席： 11名 欠席： 0名 計： 11名

7. 会議参加者 なし
8. 事務局職員出席者 丸山 保 上田 俊介 上田 禎礎
9. 会議進行状況

会 長	皆さんこんにちは。時間になりましたので、はじめさせていただきます。ただいまの出席数は農業委員9人、農地利用最適化推進委員11人です。農業委員の過半数に達しましたので、これより農業委員会総会第10回会議を開きます。 会議規則第13条第2項の規定により、議事録署名人に11番委員並びに1番委員を指名いたします。 会議規則第4条の規定により、議長を務めさせていただきます。これより、議事に入ります。
議 長	第1号議案 初めに、営農型太陽光発電関連の第1号議案の農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について、審議いたします。初めに、第1号議

事務局	案について事務局より説明をお願いします。 営農型太陽光発電施設については、農地に支柱を立てて、営農を適切に継続しながら上部空間に太陽光パネル等を設置して発電を行うものです。 農地法の手続きとしては、3条で太陽光パネルが上空を覆うため地上権、および耕作のための賃貸借権等、5条で太陽光パネル等の支柱の一時転用の許可が必要となります。 今回の申請は営農型太陽光発電施設5期分及び8期分として、平成27年8月及び令和3年10月に発電事業者、株式会社〇〇〇〇及び学校法人〇〇〇〇が許可となった件になります。 現在の一時転用期間が令和6年11月14日及び令和6年11月21日で切れることから、更新の申請がありました。 まず、3ページをご覧ください。第1号議案 農地法第5条の規定による許可後の計画変更です。太陽光発電施設の下部農地の耕作者が変更となることによる申請です。 番号1 借人〇〇〇〇郡〇〇町〇〇〇△丁目△番 株式会社〇〇〇〇 代表取締役 〇〇 〇〇 貸人 別紙4ページから7ページのとおり 土地の所在 別紙4ページから7ページのとおり 地目は田及び畑 面積は田10筆合計の9719㎡の内9.2956㎡、畑67筆合計の89717㎡の内102.9622㎡です。これは、太陽光パネルを支える支柱の面積分のみ一時転用するため、このような面積となっています。転用目的 権利内容は記載のとおりです。 申請理由は、下部農地の耕作者であった株式会社〇〇〇〇が株式会社〇〇〇〇に事業委譲したためです。 なお、太陽光発電施設の位置図は8ページ、詳細図は9ページから13ページをご参照ください。 事業計画者の変更申請については、埼玉県農地調整関係事務処理要領において、次の3点すべてに該当するときは、承認することができるとあります。 ・変更後の転用事業がその事業計画に従って実施されることが確実であると認められること。 ・変更後の転用事業により周辺の地域における農業等に及ぼす影響が、変更前の転用事業による影響に比べてそれと同程度又はそれ以下であると認められること。 ・変更後の転用事業が農地転用許可基準により許可相当であると認められるものであること。 これら3点については、すべて該当すると思われます。 以上で第1号議案について説明を終わります。
-----	---

議 長	それでは、営農型太陽光発電関連の第 1 号議案を審議いたします。推進委員の方で意見のある方の挙手を求めます。意見がないようですので次に移ります。 次に農業委員の方から質問がありましたら挙手をお願いします。 質問がないようですから、採決したいと思います。農地法第 5 条の規定による許可後の計画変更申請について承認相当と思われる農業委員の方の挙手をお願いします。 (農業委員全員挙手) 賛成全員につき、承認相当と決定します。 営農型太陽光発電関連の第 1 号議案の審議が終わりましたので、事務局長より審議結果の確認をお願いします。
事務局長	農地法第 5 条の規定による許可後の計画変更申請につきましては承認相当と決定しました。
議 長	続きまして第 2 号議案、営農型太陽光関連農地法第 3 条、農地法第 5 条の規定による許可申請について審議いたします。 番号 1 について事務局より説明をお願いいたします。
事務局	1 5 ページの第 2 号議案の 3 条の番号 1 と 1 6 ページの 5 条の番号 1 は関連があるため、併せて審議をお願いいたします。 1 5 ページをご覧ください。まず、3 条の番号 1 ですが、先ほどの第 1 号議案でご説明した計画変更に伴い、事業を継承した株式会社〇〇〇〇が太陽光発電施設の下部農地で営農を行うための申請となります。 借人 大字〇〇△△番地△ 株式会社〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇 貸人は、先ほどご説明した 4 ページから 7 ページに記載のある者となります。 また、土地の所在及び面積についても、先ほどご説明したものと同様です。 権利内容 使用貸借権 期間 許可日から 2 0 年 理由 太陽光設備の下部で営農を行うため 農業者年金 なし 自作地 なし 借受地 1 1 1, 3 8 2 m² 貸付地 なし 従農数 6 位置は先ほどご説明した場所と同様です。

	16ページをご参照ください。先ほどの3条と対になっており、番号1申請者は〇〇町の株式会社〇〇〇〇。土地の所在は別紙4ページから7ページのとおり、地目は田及び畑 面積は田10筆合計の9719㎡の内9.2956㎡、畑67筆合計の89717㎡の内102.9622㎡です。これは、太陽光パネルを支える支柱の面積分のみ一時転用するため、このような面積となっています。転用目的 一時転用 営農型太陽光発電施設 権利内容 賃貸借権 一時転用許可日から10年です。 申請内容欄は発電出力及びパネル合計出力を記載しています。取得状況は、別紙4ページから7ページをご参照ください。 仮登記、抵当権については、すべての案件でなしです。位置及び備考については3条と同様です。 5条の一時転用許可基準につきましては、太陽光パネル下部の農地における営農の適切な継続が確実であることが必要となります。その基準として地域の平均的な収穫量と比較して8割以上を満たすこととなっております。 申請地は、当初許可から太陽光パネルの設置に時間を要し、定植は平成30年から行っており、現在は定植6年目となっております。作物である橘の6年目の地域の平均収穫量、10アール当たり1650本に対し、1457本と約9割を達成しており、基準を上回っております。 第2号議案の3条の番号1と5条の番号1の説明は以上です。
議 長	営農型太陽光発電関連の農地法第3条、農地法第5条の規定による許可申請の番号1について審議いたします。推進委員の方で意見がありましたら挙手をお願いします。東兎玉1番。
推進委員 東兎玉1番	営農型太陽光発電に係る農地法第3条と第5条の違いを簡単に教えてください。
議 長	事務局より説明をお願いします。
事務局	営農型太陽光発電に係る農地法第3条は、2つの権利設定がありまして、農地の上空を覆う太陽光パネル部分の地上権設定と農地で実際に耕作を行う、賃貸借権又は使用貸借権の設定があります。農地法第5条につきましては、太陽光パネルを支える支柱部分が、一時転用の申請が必要になります
議 長	他に推進委員の方で意見がありましたら挙手をお願いします。意見がないよ

事務局	うですので次に移ります。 次に農業委員の方から質問がありましたら挙手をお願いします。 質問がないようですから、採決したいと思います。営農型太陽光関連の農地法第3条の規定による許可申請について許可と思われる農業委員の方の挙手をお願いします。 (農業委員全員挙手) 賛成全員につき、許可と決定します。 続いて、営農型太陽光関連農地法第5条の番号1について、許可相当と思われる農業委員の方の挙手を求めます。 (農業委員全員挙手) 賛成全員につき、許可相当と決定します。 続いて、営農型太陽光関連農地法第3条番号2、番号3、農地法第5条番号2の許可申請案件を審議いたします。事務局より説明をお願いいたします。 17ページの第2号議案の3条の番号2と番号3、18ページの5条の番号2は関連があるため、併せて審議をお願いいたします。 17ページをご覧ください。この申請は営農型太陽光発電施設8期分として、令和3年10月に発電事業者 学校法人〇〇〇〇が許可となった件になります。現在の一時転用期間が11月14日で切れることから、更新の申請がありました。 3条の番号2は発電事業者 学校法人〇〇〇〇が太陽光パネル設置のための賃貸借権及び地上権を設定する申請です。3条の番号3は発電施設の下部農地において、株式会社〇〇〇〇が営農を行うための使用貸借権を設定する申請です。 3条の番号2の借人は〇〇県〇〇市〇〇町△△△番地 学校法人 〇〇〇〇 理事長 〇〇 〇〇 貸人は別紙19ページに記載されている者です。地目は
-----	--

	田及び畑 面積は田、2筆合計の3788㎡、畑9筆合計の9800㎡です。権利内容 賃貸借権 地上権 期間は5条の一時転用許可日から10年です。理由以降は記載のとおりで、土地の所在は19ページ、位置図は20ページをご参照ください。 3条の番号3の借人は大字〇〇△△△番地△ 株式会社〇〇〇〇 代表取締役 〇〇 〇〇 貸人は別紙19ページに記載されている者です。土地の所在、面積は番号2と同様です。権利内容 使用貸借権 期間は5条の一時転用許可日から10年です。理由以降は記載のとおりです。 3条の地上権の許可基準につきましては、周辺農地の営農に支障がないこと。営農を行うものに同意を得ていること。となっております。 周辺農地からはこれまでも苦情等なく、また営農を行う〇〇〇〇からも同意書が提出されています。農地法第3条番号2と番号3につきましては以上です。 続きまして、18ページをご覧ください。第2号議案 5条の番号2について概要を説明させていただきます。 先ほどの3条の番号2と番号3と対になっており、申請者は〇〇県〇〇市の学校法人〇〇〇〇 土地の所在や詳細は先ほどの場所と同様です。申請面積は田2筆合計の3788㎡の内0.8565㎡、畑9筆合計9800㎡の内3.4215㎡です。これは、太陽光パネルを支える支柱の面積分のみ一時転用するため、このような面積となっています。転用目的 一時転用 営農型太陽光発電施設、権利内容 賃貸借権 一時転用の許可日から10年です。申請内容欄は発電出力及びパネル合計出力を記載しています。仮登記、抵当権については、すべての土地でなしです。 5条の一時転用許可基準につきましては、太陽光パネル下部の農地における営農の適切な継続が確実であることが必要となります。その基準として地域の平均的な収穫量と比較して8割以上を満たすこととなっております。 令和3年度の当初計画では、定植4年目から作物である榊の収穫を行う予定となっているため、現在は3年目で収穫はまだ行っていない状況です。 第2号議案の3条の番号2番と3番、5条の番号2の説明は以上です。 議長 営農型太陽光発電関連の農地法第3条の番号2、番号3、農地法第5条の規定による許可申請案件番号2について審議いたします。推進委員の方で意見がありましたら挙手をお願いします。意見がないようですので次に移ります。 次に農業委員の方から質問がありましたら挙手をお願いします。 質問がないようですから、採決したいと思います。営農型太陽光関連の農地法第3条の規定による許可申請案件番号2、番号3について許可と思われる農業委員の方の挙手をお願いします。
--	--

	(農業委員全員挙手) 賛成全員につき、許可と決定します。 続いて、営農型太陽光関連農地法第5条の番号2について、許可相当と思われる農業委員の方の挙手を求めます。 (農業委員全員挙手) 賛成全員につき、許可相当と決定します。 営農型太陽光発電関連の第2号議案の審議が終わりましたので、事務局長より審議結果の確認をお願いします。
事務局長	営農型太陽光関連農地法第3条の番号1から番号3までは許可、営農型太陽光関連農地法第5条の番号1、番号2につきましては許可相当と決定しました。
議 長	続きまして、第3号議案の農地法第3条の規定による許可申請案件について議題といたします。番号1について事務局より説明をお願いします。
事務局	22ページ番号1をご覧ください。 受入 〇〇市〇〇〇△△番地 〇〇〇〇株式会社 代表取締役 〇〇 〇〇 渡人 〇〇郡〇〇町〇〇△丁目△△△番地 〇〇 〇〇 土地の所在 大字〇〇字〇〇〇△△番地△ 地目 田 面積1,470㎡ 権利内容 所有権 理由 規模拡大 自作地0㎡、借受地69,756㎡、貸付地0㎡ 取得状況 令和4年8月26日 相続 不耕作 無 役員数3 従農数3 経態 専業 所有機械 耕耘機5台、トラクター4台、粃摺機1台、乾燥機3台、田植え機1台、コンバイン1台、トラック4台、管理機5台、移植機2台 位置 農用地区域 自宅から1キロ。 23ページをご覧ください。こちらは申請地の場所になります。左上が付近の状況図、左下が航空写真、右側が公図の写しでございます。

	申請地の現在の状況は、受人が以前から借り受け耕作している状況です。受人は〇〇市〇〇〇を拠点とし、〇〇市、〇〇町で広く農地を借受け、耕作している農業生産法人でございます。法人が農地を取得する際は、通常の3条の許可要件の他、農地所有適格法人の4つの要件を満たす必要がありますので、1つずつ説明させていただきます。 1つ目は組織形態要件です。内容は法人の形態が、農事組合法人、会社法の株式会社、合同会社、合名会社、合資会社のいずれかであること。 2つ目は事業要件です。内容は、法人の主たる事業が、農業とその事業の関連する事業で、法人の売上高の過半が農業であること。 3つ目は構成員要件です。内容は、総議決権又は総社員の過半が、「農地の権利者」又は、「常時従事者」、「農作業を受託した個人」又は、「地方公共団体、農協、農地中間管理機構等」が占める必要があります。 4つ目は役員要件です。農地所有適格法人の役員の過半は、その法人の農業に常時従事（年間150日以上）する構成員であること。役員又は重要な使用人のうち、1人以上が省令で定める日数（原則年間60日以上）農作業に従事すること。 以上の4つの要件を満たすことが条件となっております。受人の〇〇〇〇株式会社から、定款、登記事項証明書、決算書等提出していただきまして、要件を満たしていることを確認しました。役員数は3人ですべての方が農業常時従事しています。稲作、トウモロコシ、ブロッコリーを栽培しています。申請地取得後は、稲を生産するとのことでした。 申請理由は、渡人は相続で譲り受けたが農業を行わないため、既に貸し付けていた受人に譲り渡したいとのことでした。 以上番号1の案件になります。ご審議の程よろしく願いいたします。
議 長	農地法第3条の規定による番号1を審議いたします。8番委員より補足説明がありましたらお願いいたします。
8番委員	耕作は既に受人がやっているようで、きれいに耕作されているようです。特に問題はないと思います。
議 長	推進委員東児玉1番より意見がありましたらお願いいたします。
推進委員 東児玉1番	事務局と8番委員の説明と同じです。現在の作っている方がそのまま取得するとのことなので問題はないと思います。ご審議の程よろしく願いいたしま

議 長	す。 他に推進委員の方で意見がありましたら挙手をお願いします。意見がないようですので次に移ります。 次に農業委員の方から質問がありましたら挙手をお願いします。 質問がないようですから、採決したいと思います。農地法第3条の番号1について許可と思われる農業委員の方の挙手をお願いします。 (農業委員全員挙手) 賛成全員につき、許可と決定します。 続きまして、番号2について事務局より説明をお願いします。
事務局	24ページ番号2をご覧ください。受人 ○○町大字○○△△△番地△ ○○○○ 渡人 ○○町大字○○△△番地 ○○○○ 土地の所在 大字○○字○○△△△番 地目 畑 面積715㎡ 権利内容 所有権 理由 新規取得 自作地0㎡、借受地0㎡、貸付地0㎡ 取得状況 令和3年12月4日 相続 不耕作 無 家族数4 従農数 2 経態 専業 所有機械 耕耘機1台、草刈り機3台 位置 農用地区域 自宅から2キロ。 25ページをご覧ください。こちらは申請地の場所になります。左上が付近の状況図、左下が航空写真、右側が公図の写しでございます。 申請地の現在の状況は、受人が草刈り等の管理をしている状況です。 受人は現在79歳の方で、新規での農地取得とのことですが、申請地は受人が長年管理してきた農地とのこと。申請地取得後はみかん、露地野菜の栽培を行いたいとのこと。以上番号2の案件になります。ご審議の程よろしく願いいたします。
議 長	農地法第3条番号2を審議いたします。1番委員より補足説明がありましたらお願いいたします。
1番委員	受人が高齢ですが、後継者がいるとのことなので問題はないと思います。ご審

	議の程よろしく願いいたします。
議 長	次に、推進委員松久 1 番より意見がありましたらお願いいたします。
推進委員 松久 1 番	受人は申請地の近くで陶芸を行っております。申請地も既に管理しているとのことなので特に問題はないと思います。ご審議の程よろしく願いいたします。
議 長	他に推進委員の方で意見がありましたら挙手をお願いします。意見がないようですので次に移ります。 次に農業委員の方から質問がありましたら挙手をお願いします。 質問がないようですから、採決したいと思います。農地法第 3 条の番号 2 について許可と思われる農業委員の方の挙手をお願いします。 (農業委員全員挙手) 賛成全員につき、許可と決定します。 農地法第 3 条の審議が終わりましたので事務局長より審議結果の確認をお願いします。
事務局長	農地法第 3 条の番号 1、番号 2 の案件につきましては許可と議決されました。
議 長	続きまして、第 4 号議案の農地法第 5 条の規定による許可申請案件について議題といたします。番号 1 について事務局より説明をお願いします。
事務局	27 ページをご覧ください。番号 1 受 人 ○○県○○市○○○△△△番地△ ○○○○○○△△△ ○○ ○○ 渡 人 大字○○△△△番地△ ○○ ○○ 土地の所在 大字○○字○○△△番△ 地 目 畑 計 1 筆 496 m ²

	転用目的 自己用住宅 権利内容 使用貸借権 許可日から20年間 申請内容 122.13㎡ 2階建て 取得状況 平成31年2月13日 相続 仮登記・抵当権なし 位置 第2種農地 農用地区域外 宅地に接続 28ページをご覧ください。大字〇〇地内の農地になります。次のページをご覧ください。左が公図、右が配置図になります。 申請人は、現在〇〇〇市内で家族と暮らしていますが、借家住まいのため、自己用の住宅建設を検討していたところ、妻の祖母から申請地を紹介され、今回の申請に至りました。接続道路は、西側に幅4mの町道があり、そこから水道の取り出しと農業集落排水による汚水処理を行う予定です。以上となります。ご審議をお願いいたします。
議 長	農地法第5条の規定による番号1を審議いたします。次に、推進委員松久4番より意見がありましたらお願いいたします。
推進委員 松久4番	先日現地確認してきました。場所は△△△線から1本道路を広木地内へ入ったところにあります。隣接地は以前農地転用があった場所の隣ですので特に問題はないと思います。ご審議の程よろしくお願いいたします。
議 長	他に推進委員の方で意見がありましたら挙手をお願いします。意見がないようですので次に移ります。 次に農業委員の方から質問がありましたら挙手をお願いします。 質問がないようですから、採決したいと思います。農地法第5条の番号1について、許可相当と思われる農業委員の方の挙手をお願いします。 (農業委員全員挙手) 賛成全員につき、許可相当と決定します。 続いて、番号2について事務局より説明をお願いします。
事務局	30ページをご覧ください。番号2 受人 大字〇〇△△△番地 〇〇 〇〇 渡人 大字〇〇△△△番地△ 〇〇 〇〇 土地の所在 大字〇〇字〇〇〇〇

	△△△番 地目 畑 1筆 175 m² 転用目的 事業用敷地拡張 権利内容 所有権 申請内容 ブリーダーハウス 63.76 m² 取得状況 昭和58年2月6日 相続 仮登記なし・抵当権なし 位置 第1種農地 農用地区域外 宅地に接続 31ページをご覧ください。大字〇〇地内の農地になります。 次のページをご覧ください。左が公図、右が配置図になります。 申請人は平成28年に申請地の隣に農地転用許可を受け、自己用住宅を建設しました。当時は建設した住宅内のペットルームを、実家で飼っていた大型犬の飼育のために使用していましたが、その犬が亡くなったこと、また、夫がブリーダー事業を行っており、〇〇町にある借地で飼育していた飼育犬が増えすぎてしまったこと等がきっかけで、やむを得ず事業用として自宅内のペットルームを使用するようになってしまったとのことです。 今回、〇〇町の飼育用の土地が来年に返却を求められているため、その飼育犬の引継ぎ先として自宅脇に犬舎を整備し、事業用敷地としての農地転用許可申請に至りました。 以上となります。ご審議をお願いいたします。
議 長	農地法第5条の規定による番号1を審議いたします。1番委員より補足説明がありましたらお願いいたします。
1 番委員	受人は、ブリーダーとして美里町で繁殖し、〇〇市の方で実際に販売を行っているとのことです。特に問題はないと思いますのでご審議の程よろしく願いいたします。
議 長	推進委員松久1番より意見がありましたらお願いいたします。
推進委員 松久1番	先ほど事務局より説明があったとおりです。現在小型犬が100頭程いる御様ですが、さらに50頭程増やしたいとのことです。大変にぎやかになると思いますが、近隣には住宅はないため問題はないと思います。ご審議の程よろしく願いいたします。
議 長	他に推進委員の方で意見がありましたら挙手をお願いします。意見がないようですので次に移ります。 次に農業委員の方から質問がありましたら挙手をお願いします。2番委員。

2 番委員	第 1 種農地とのことですが、転用は認められるのでしょうか。
議 長	事務局より説明をお願いします。
事務局	県の方にも確認しましたが、事業用敷地拡張であれば、転用は認められるようです。
議 長	他に農業委員の方から質問がありましたら挙手をお願いします。 質問がないようですから、採決したいと思います。農地法第 5 条の番号 2 について、許可相当と思われる農業委員の方の挙手をお願いします。 (農業委員全員挙手) 賛成全員につき、許可相当と決定します。 農地法第 5 条の審議が終わりましたので事務局長より審議結果の確認をお願いします。
事務局長	農地法第 5 条の番号 1、番号 2 の案件につきましては許可相当と議決されました。
議 長	第 5 号議案 農用地利用集積計画（案）の利用権の決定について審議いたします。事務局より説明をお願いいたします。
事務局	3 4 ページをご覧ください。農用地利用集積計画について審議していただきます。 農用地利用集積計画とは農業経営基盤強化促進法に基づいて、農地所有者が、耕作者等に農地の賃借権等を設定する手続きで、農地所有者、耕作者等から申し出のあった内容を町が精査し当該計画（案）を作成し、農業委員会に決定を求め

	るものです。 それでは34ページをご覧ください。こちらは町が申し出に基づき作成した農用地利用集積計画（案）の概要になります。 左から説明させていただきます。利用権の設定期間・種類 令和6年から3年、5年、10年・賃貸借及び使用貸借 合計面積 田354, 444㎡ 畑81, 345㎡ 合計435, 789㎡ 貸手 126 借手 7 筆数328 借賃 1, 500円～7, 500円、45kg及び使用貸借となっております。 次に35ページから46ページをご覧ください。こちらは計画の内容になります。左から農地所有者と耕作者の氏名・住所、続いて農地の地番情報、利用権の設定期間、借賃等が記載されております。合計328筆になります。 続きまして、47ページをご覧ください。こちらは期間借地の利用権設定でございます。 左から、利用権の設定期間・種類 令和6年から5年・使用貸借 田 2, 373㎡ 合計面積 2, 373㎡ 貸手1、借手1、筆数3 48ページをご覧ください。こちらは計画の内容になります。 以上第5号議案になります。ご審議の程、よろしくお願いいたします。 議 長 農用地利用集積計画（案）の利用権の設定について審議いたします。推進委員の方で意見がありましたら挙手をお願いいたします。意見がないようですので次に移ります。 次に農業委員の方で質問がありましたら挙手をお願いいたします。 質問がないようですから、採決したいと思います。農用地利用集積計画（案）の利用権の決定について、（案）の通り決定してよいと思われる農業委員の方の挙手を求めます。 （農業委員全員挙手） 賛成全員につき、決定します。 第6号議案 農用地利用集積等促進計画（案）について審議いたします。事務局より説明をお願いいたします。 事務局 49ページをご覧ください。こちらの議案につきましては、先ほどの議案で、農地所有者から農地中間管理機構へ権利設定された農地と、既に中間管理機構
--	---

	に貸し付けてある農地を、農地中間管理機構から実際耕作を行う耕作者へ農地を配分する計画の（案）になります。 本議案については、農地中間管理事業の推進に関する法律１９条で農業委員会の意見を聴くものとして定められており、促進計画の案のとおり農地中間管理機構から記載されている耕作者へ配分してよいかの意見照会になります。よろしくお願いいたします。 ５０ページをご覧ください。こちらは農用地利用集積等促進計画の（案）になります。この促進計画案の見方ですが、左から賃借権の設定を受ける者の氏名、住所が記載されております。その隣に賃借権の設定を受ける土地の情報、その隣に現在、農地中間管理機構から賃借権の設定を受けている者の情報が記載されております。この欄が空欄の土地に関しては、中間管理機構が新規、再設定で耕作者に配分する土地になります。その右に設定する権利の内容が記載されております。５０ページから７２ページまでが促進計画案となっております。ご確認の程よろしくお願いいたします。以上、第６号議案説明は以上になります。ご審議をお願いいたします。
議 長	農用地利用集積等促進計画（案）について審議いたします。推進委員の方で意見がありましたら挙手をお願いいたします。意見がないようですので次に移ります。 次に農業委員の方で質問がありましたら挙手をお願いいたします。 質問がないようですから、採決したいと思います。農用地利用集積等促進計画（案）について、意見なしと回答してよいと思われる農業委員の方の挙手を求めます。 （農業委員全員挙手） 賛成全員につき、決定します。 議案のすべてを審議いたしましたので、これで会議を閉じ議長の任を解かさせていただきます。慎重審議ありがとうございました。 閉会を会長代理、お願いいたします。
会長代理	以上をもちまして、第１０回の農業委員会総会を終了します。慎重審議ありがとうございました。

上記会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和6年10月25日

議 長

署名委員

署名委員